

笠松町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笠松町マスコットキャラクター「かしまるくん・かしまるちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すことにより、笠松町及び笠松町マスコットキャラクターを広くPRするため、着ぐるみの貸出しに関して必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 町長は、次の各号に掲げる者に対し、業務に支障のない範囲で、着ぐるみを貸し出すものとする。

- (1) 町内に在住、在勤、在学の活動グループ、団体及び企業
- (2) その他町長が適当と認めるもの

(借用申請書の提出)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ笠松町マスコットキャラクター着ぐるみ借用申請書（様式第1号。以下「借用申請書」という。）を町長に提出し、その承諾を得なければならない。

(使用の承諾)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとし、笠松町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出許可証（様式第2号）を当該申請者に交付する。

- (1) 笠松町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しない恐れがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。
- (5) 営利を目的とした活動に使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が着ぐるみの使用について不適當と認めたとき。

2 前項の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承諾をしないもの

とし、笠松町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承諾通知書（様式第3号）を当該申請者に交付する。

（使用料）

第5条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- （2） 借用申請書の記載内容以外に使用しないこと。
- （3） 貸出期間を遵守すること。
- （4） 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- （5） 雨天時に屋外で使用しないこと（水気に近付けないこと。）。
- （6） 着ぐるみは改造しないこと。
- （7） 着ぐるみ1体につき、補助者を1名以上付けること。
- （8） 着ぐるみ内は高温となるため、着用者の健康管理に留意すること。
- （9） マスコットキャラクターのイメージを保つため、着用中は声を出さないこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- （10） 着ぐるみの搬出搬入は、申請者の責任において行うこと。
- （11） 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- （12） 前各号に掲げるもののほか、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

（使用の承諾の取消）

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、町長は、使用の承諾を取り消すとともに、その使用者へ以後の貸出しは行わないものとする。

2 前項により、使用を取り消されたことによって生じた使用者の損害に関して、町長はその責を負わない。

（原状復帰）

第8条 着ぐるみを汚損又は破損した場合は、使用者の責任及び負担により、クリーニング又は補修を行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に関して、町長は一切その責を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。
- 2 笠松町マスコットキャラクター貸出要綱（平成21年笠松町告示第103号）は、廃止する。
- 3 この要綱施行の際、笠松町マスコットキャラクター貸出要綱（平成21年笠松町告示第103号）の規定により使用を承諾したものについては、この要綱に基づき承諾したものとみなす。